

「Wood・もっと・みやぎ」県産材需要創出事業事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、「Wood・もっと・みやぎ」県産材需要創出事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及び宮城県「Wood・もっと・みやぎ」県産材需要創出事業補助金交付要綱（令和2年8月5日施行。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象)

第2 不特定多数の県民が利用する民間事業者が運営する施設（飲食店、商業施設等）とする。

(書類審査等の委託)

第3 知事は本事業の運営に必要な事務のうち、次に掲げる事項を別に公表する委託業務受託者（以下「受託者」という。）へ外部委託を行うものとする。

(1) 補助金交付申請書（交付要綱第4）及び添付書類の内容審査

(2) 実績報告（交付要綱第8）に基づく現地及び書類の確認調査

2 受託者は、事業実施主体から提出のあった書類等について、「Wood・もっと・みやぎ」県産材需要創出事業事務取扱要領（以下「本要領」という。）各項の規定に基づき審査等を実施し、様式8により知事に報告するものとする。

(事業実施設計)

第4 交付要綱第4の規定による補助金交付申請書（要綱別記様式第1号）に添付する事業実施設計書の様式は、次のとおりとする。

2 前項において知事は、事業実施主体に対し、必要に応じて次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(1) 事業実施設計書（別紙1及び別紙1-2）

(2) その他知事が必要と認める書類

3 事業実施主体は、第2項に掲げる書類の作成に当たっては、必要に応じて事業費、積算の基礎を整備しておくほか、利用計画、事業成果等事業計画の参考になる資料を準備しておくものとする。

4 木びろい（木材使用量）表については、様式6により交付要綱第4による交付申請書に添付するものとする。

(事業実施設計の変更)

第5 事業実施主体は、補助金の交付決定前に、本事業の事業実施設計書の内容を変更しようとするときは、様式1により受託者を經由して知事に申請し、その承認を受けるものとする。

(交付決定前着手届)

第6 事業実施主体は、やむを得ない事由により本補助金の交付決定前に着手する場合には、様式2による補助金交付決定前着手届を知事に提出するものとする。この場合は、交付要綱第6の規定による事業着手報告書の提出は必要としない。

(事業の確認調査)

第7 経済商工観光部、農政部及び水産林政部補助事業確認調査要綱(平成31年4月1日施行)に基づき受託者が行う本事業の確認調査における確認調査書は、様式3によるものとする。

(事業種目によるその他事務手続)

第8 交付要綱別表の事業種目に係る事務手続については、第3から第5によるほか、次の各号に掲げる項目ごとに当該各号に定めるところにより処理するものとする。

(1) 変更設計書の協議

事業実施主体は、事業に着手した後に設計変更の必要が生じ、交付要綱別表に掲げる変更要件のいずれかに該当する場合は、速やかに様式4により受託者を經由して知事に協議するものとする。

(2) 変更設計書の承認

受託者は事業実施主体から変更設計書の提出があった場合は、速やかに知事に進達するものとする。

(3) 変更設計書の報告

イ 事業実施主体は、変更設計書の承認を受けた後に変更契約を締結するとともに、速やかに様式5によりその旨を受託者に報告するものとする。

ロ 事業実施主体は交付要綱別表に規定する以外の軽微な変更については、当該変更に係る請負契約の締結後、速やかに様式5により受託者に報告するものとする。ただし、事業実施主体が直営により本事業を実施する場合は様式4を準用して受託者に報告するものとする。

ハ 受託者は変更報告の提出があった場合は、速やかに知事に報告するものとする。

(事業実績書及び出来高設計書)

第9 交付要綱第8第3項第1号に定める事業実績書は別紙2により、木びろい表は様式6により、同第3号に定める出来高設計書は第4第2項第1号に定める事業実施設計書の様式(別紙1及び別紙1-2)を準用するものとする。

(事業の繰越)

第10 事業実施主体は、事業を当該年度内に完了できないと判断した場合には、様式7及び様式7-1により、事業の繰越について知事の承認を受けるものとする。

(書類の提出部数及び経由)

第11 事業実施主体がこの要領により知事に提出する書類の部数は各2部とし、その提出に当たっては原則として受託者を經由するものとする。

(その他)

第12 この要領に定めるほか、事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和2年8月5日から施行し、令和2年度事業に適用する。
- 2 この要領は、令和2年度以降において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。